

第4回 和泉市信太山丘陵市有地保全・活用検討委員会 議事録要旨

開催日時 平成24年12月21日(金) 午後2時00分～午後3時45分

場 所 和泉市役所 3号館3階 市議会委員会室

出席者 和泉市信太山丘陵市有地保全・活用検討委員会委員

(1) 学識経験者その他専門的な観点から検討を行う知識経験を有すると市長が認める者(敬称略)

大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授	増田 昇(委員長)
大阪市立大学大学院工学研究科教授	内田 敬(副委員長)
桃山学院大学社会学部教授	巖 圭介

(2) 公募による市民(50音順、敬称略)

和泉市民	田丸 八郎
和泉市民	露口 裕子
和泉市民	三輪 健一郎

(事務局)

和泉市市長公室長	藤原 明
同 市長公室理事	谷口 吉宏
同 政策企画室長	森吉 豊
同 政策企画室主幹	藤原 準
同 主任	福田 陽介
同 環境産業部次長	宇澤 祥之
同 環境保全課課長補佐	藤原 一也
同 主任	関 憲司
同 都市デザイン部公園緑地課長	小泉 充寛
同 公園緑地課整備係長	稲垣 学
同 道路河川室参事	高嶋 孝治
同 道路河川室主事	三木 康弘

## 次 第

1．開会

2．議事

( 1 ) 信太山丘陵市有地保全・活用意見交換会について

( 2 ) 前回の振り返り・基本方針（素案）について

3．その他

上記2について、資料に基づき事務局より説明した。

## ( 1 ) 信太山丘陵市有地保全・活用意見交換会について

増田委員長

信太山丘陵市有地保全・活用意見交換会には私も参加した。田丸委員、三輪委員、露口委員も参加されていたが、補足その他意見はあるか。

三輪委員

ランニング・ジョギングコースを作って欲しいという意見があったと思う。

素人を排除しないで欲しいという意見があったと記憶するが、裏面の保全活動の部分で触れているので、支障ない。

増田委員長

他にないか。

今日、反映できるものは反映している。

田丸委員

「基本方針（たたき台）について」について、信太山丘陵そのものが地質学的、自然史的にも遺産であるという視点が欠けているのではないかという意見があった。泉北丘陵や信太山丘陵は海成粘土層を含んだ大阪層群であるが泉北丘陵は既に壊されており、信太山丘陵には残っている。こういった点を理念やコンセプトに盛り込む必要があるのではないか。

増田委員長

素案の議論については、後ほど検討していきたい。

素案については、今日でパブリックコメントに出す案を取りまとめたい。

## ( 2 ) 前回の振り返り・基本方針（素案）について

増田委員長

今日の資料を踏まえてパブリックコメントに付し、その結果を見ながら議論し、最終的に答申案としたい。

議論については、前から進めていくことにする。意見交換会でもこれからの市民参画の進め方を明示して欲しいということで意見があったので、「今後の進め方」を加えたということである。これらについては、どうか。

内田副委員長

図（ 1 ページ）の横に言葉を付け加えているが、図を見たらすぐにわかるものは不要であ

ろう。例えば、ここに書いているコンセプトというのは、どう使ってもらいたいかを書いてあるということで良いと思うが、一方、事業の方向性や、必要な施設や大まかなゾーニングについての注記はあまり有効でない。事業の方向性が「理念・コンセプトを受けて・・・」というのは言わずもがなであるが、その一方で事業の進め方というのが何を意味しているのか、事業がどの範囲をさすのか、年度主義の事業でなく、中長期的な事業を「事業」と呼んでいると思うので、「理念・コンセプトを受けて」という部分を削除し、「中長期に渡る事業の進め方を示す」という表現でどうか。

また、「必要な施設」「大まかなゾーニング」というところであるが、「理念・コンセプト・事業の方向性に照らし」というのは当然の話なので、また「幅広い選択肢の中で」というのも中身がよくわからないので、「保全や活用に資する施設やゾーニングの概略やイメージについて複数の案を利害・得失とともに提示する」としてはどうか。ここでいう必要な施設や大まかなゾーニングというのは、これはもちろん理念・コンセプトから引いているわけであるが、この中でも特にどういうものかということを行うのが、保全・活用に資する施設・ゾーニングであり、これに対し、確定版でも詳細版でもないのに、イメージや概略ということを示した上で、複数の案を一方に出すだけでなく、評価付けしているということでも利害・得失とともに提示するとしたのだが、どうか。

増田委員長

指摘のとおりと考える。パブリックコメントに出すにあたり、案がどういう意味を持っているのかということを理解いただくためにというご提案である。反対なければ、「中長期を見据えて」という表現、次の段落は「保全や活用に資する施設やゾーンのイメージ・概略について利害と得失も含めて整理して示す」というような文言にするということではどうか。

(異議なし)

増田委員長

ありがとうございます。では、続いて「理念」に移りたいと思う。市民意見について先ほど田丸委員より「地質学的・自然史的」という言葉をここに入れるという話であったが。

内田副委員長

理念はあまり長くならないほうが良いのではないかと。コンセプトの4ページ、カッコ2の自然と歴史を継承というところではないか。「自然」が指摘のとおり自然と歴史の相互作用という記述にとどまっているのだが、最初の段落を分けて、湧水地等の自然の現状認識と、「こうした経緯を踏まえ」となっているが、まず自然への認識、と決意の段落ということで分けてはどうか。

増田委員長

「湧水地・湿地、草地といった信太山丘陵の里山的環境は、自然に委ねたまま守られてきたものではなく、長年にわたり、人間の営力をかけた活動の結果、維持されてきたものである。また当地域は地質学的・自然史的に見ても貴重な環境を保有している。」そして段落を変え「こうした経緯を踏まえ」と続けるということでしょうか。

指摘のとおり2ページに足すとわかりにくいと思うが、これでどうか。

三輪委員

地質学的にという点については、「大阪層群」という言葉を入れてほしい。大阪層群の中でも見られるのは光明池の辺りや、当地域であると聞いている。

増田委員長

大阪層群そのものの特徴をより色濃く表しているのは堺市の南部丘陵である。粘土層と砂礫層の互層構造で、一気に落ちて崖が発達するのが特徴である。そういう崩落した厳しい崖地が存在しているというような状況は、堺市の南部丘陵に顕著に現れている。こうしたことから、大阪層群にまで触れるかどうか。

三輪委員

湧水湿地が部分的に出てきているのは標高的に見てもなだらかであるのに、粘土層と砂礫層があるからであり、大阪層群の特徴と考えていたためであるが、特にこだわらない。

増田委員長

大阪層群と言っても間違いではない。

内田副委員長

せっかくパブコメに出すのであるから、この機会に市民に必要な知識を持っていただくことがいいと思う。理念・コンセプトにたくさん文章を入れるとわかりにくいので最低限として、そういった話を注に入れてはどうか。

増田委員長

時間的に難しいのではないか。

内田副委員長

ここに湧水地・湿地、草地があるのは、粘土層・砂礫層があるというようなことを書くということであるが。

増田委員長

そうすると、どう定義するのかなど、科学的知見に基づいて、今の段階で間違いのない注記を入れるというのは難しいのではないか。

最終答申に入れるのは重要なことと思うが、25日までにやるというのは難しい。

地質学的特性として、大阪層群に存在するということで間違いないので入れるのはいいが、「大阪層群の特性とは」といったことを書くのはどうか。

内田副委員長

そこまで求めてはいないが、地質学的にあれこれ書くだけでなく、「こう言われている」ということを書いてはどうかと考える。

増田委員長

大阪層群の地質学的特性に修飾語を入れましょう。

巖委員

理念に戻るが、2つ目の理念について、主語と述語がずれている。「和泉市北部は」が主語で、述語が「稀な特性を有する」になる。「信太山丘陵は」から始めたい。

増田委員長

指摘のとおりと考える。

田丸委員

前回、理念について考えた文章を読み上げたが、「生物多様性に満ちてる」という言葉を理念に入れられないか。大事なことであると考えている。

増田委員長

「貴重な動植物を含む湧水湿地、草地等、生物多様性に富んでおり」等としてはどうか。

田丸委員

それでよいと思う。

増田委員長

コンセプトについてはほかにあるか。

巖委員

3ページ「公の役割」の「啓発」を「広報・啓発」にしてはどうか。

増田委員長

了解。

次年度のワークショップには科学的な知見を得るために専門家グループを強化する必要があると思うが、そのために「科学的知見に裏付けされた」という文言も盛り込んでいる。

三輪委員

公の役割を明示して欲しいと要望し、対応してもらい喜ばしいと考えるが、行政の文章の意味するところがあまりわからない。最初に「公は市有地全体を適切に保全し、管理する義務を負い」とあるが、予算的な対応もすると理解していいのか。

増田委員長

そのとおりと理解する。

三輪委員

それは助かる。

内田副委員長

3ページの「市民参画」について、参加してもらいたい主体を書いているが、公の役割との対応関係から考えると何をやってもらうのかということが良くわからない。期待する役割としては、保全活動に広く参画ということと、担い手育成ということを盛り込んではどうか。

増田委員長

市民参画の枠の中に「市民、市内企業、NPO等」というのを括弧書きで入れて、外側には活動について書く。一つに「保全活動に広く参画」、次に「担い手育成」、もう1点付け加えたいと思うが、「信太山丘陵への理解」である。これを1番とし、まず理解があり、参画があり、担い手を育成するという流れになるのではないか。

では続けて、6、7ページは前回から修正していないのでよろしいか。

先ほど内田副委員長からあったように、6ページでは例えば順応的管理ということをフキダシで入れている。専門的用語としてわかりにくいものは最終答申に向けて整理したほうがいいかもしれない。

巖委員

7ページの書き方について、ここ以降は選択肢を示すなどとして構造的にややこしいこともあり、一番下に結論を持ってくる書き方をしているが、きっちり読むのではなく、ざっと流し読みすることを考えると、7ページに関しては結論が上のほうが良いのではないか。

増田委員長

理解する。制度の比較や制度の選択といった項目名も不要であると思う。

では次のページに移る。今回から新たに付け加えられたものであるが、これまでの議論を踏まえて作成してもらっているが、いかがか。

内田副委員長

10 ページについて。A 案だと事務室がないが、注には「工夫すれば事務室機能を用意できる」旨が記されている。ところが、その下の「(3) 管理方法」では、単に「管理人の常駐は必要である」と記されているために、A 案は否定されるかのように誤解されかねない。従って、この注については、この下の「(3) 管理方法」にもだぶってもかまわないので入れておくべきと考える。

増田委員長

管理人の常駐が必要であるというところに注を付けて、管理人の常駐を前提とした場合事務室の確保が必要であるという表記がいるのではないかということか。

内田副委員長

加えて、管理人の常駐が B 案を意味するものではないということを加える必要がある。

露口委員

バスを乗り入れなくても近くに止めて歩いていくということで自然を体験するという意味で学習を捉えると、施設のあり方も変わるのではないか。青空の下、説明を聞くのもいい。

内田副委員長

8 ページの(1) 一般利用者向けの施設、 駐車場について、「作業用車両のスペースが必要」という部分があることは当然として、その次に「規模について」というところは、必ずしも必要ではないとするなど、前回の議論を反映してもらっていると思う。

10 ページでも「信太の森ふるさと館」の機能を活用する等、小中高等学校の積極的受け入れの場合はどうするといったことも挙がっているので、実際にどういう活用といった議論は次のステップかと思う。配慮しなければならないことについて、決め打ちしそうなことについては、他の選択もあるということはかなり盛り込んでいる印象である。

増田委員長

8 ~ 9 ページで単純に施設が必要という話ではなく、数年間活動をやってみて、そこから本当に建物が必要かを検証しながら考えていくという文章にしている。

信太の森ふるさと館の学習室は 30 人用しかないから大きいもの、ということではなく小中



学校の利用意向も見ながら、再度検討しなければいけないという意味で書いたものである。

露口委員

それを再確認したかった。

田丸委員

現地で一度に 3 クラスとなると大変であるが、学習施設は現地に要らないのではないか。信太の森ふるさと館と信太山丘陵の間には鶴山台南小学校がある。子供の数が減っており、教室が空いてきている。仮に室内学習が必要なら、丘陵の散策後、学校の空きクラスを利用することも可能ではないか。そこで、今考えるのは管理棟プラスアルファのものだけでいいのではないか。

素案の書き方でいいと思うが、あまり大きな施設は不要と思う。

三輪委員が以前に話しておられたが、将来的に信太山野外活動センターがどうなるかにかかわるが、現状のままで推移した場合は、小学校の活用も考えられると思う。

増田委員長

学習施設が必要であるという場合には改めて考えるとしている。将来的に改めて検討するというもので、現時点で、将来的に何も作りませんという決断を下すというのは、早計ではないか。

三輪委員

私が、このことを文章に入れていただかないと納得できないと発言したので、9 ページの主文の「また」以下を入れていただいて、満足しているが、田丸委員の「必要ない」という発言は今この場で話す内容ではなく、今後のこととして学習ということはコンセプトにも出ているものであり、今後検討していく余地があるということで文章に残してもらったと理解している。今すぐ作るとか不要という意味ではない。

巖委員

今言われた部分について、「設置を検討することが必要である」という表現が強く感じる。「検討することもある」くらいでどうか。

増田委員長

10 ページでは「改めて検討することも考えられる」であり、若干ニュアンスが違う。「活動状況も踏まえながら、今後独立した学習施設の設置を検討することも考えられる」でどうか。

三輪委員

「考えられる」は弱い気がする。「学習」については理念・コンセプトにも出ており、建物の要不要は別として、「考えられる」というよりも検討してもらいたい。

内田副委員長

学生を受け入れるためには、今後独立した学習施設の設置が必要となる場合も考えられる。検討に当たっては活動状況も踏まえてやっていかなければならないという書き方にすればどうか。必要性について可能性はあると思うので書けばいいと思うが、必要性があるから自動的に設置とは行かないように文章を分けたほうがいいのかもかもしれない。

増田委員長

それでよろしいですか。

では次に移りたい。「6 大まかなゾーニング」について。補足したいと思うが、前回「一部開放・一部閉鎖」という話があったが、これを実現するのは困難であり、管理人のいないときに車両が進入できないようにすることが重要であり、人は一年中入れるようにする。ただし利用調整ゾーンについては条例により規制するというものになると思う。ただし、柵で規制するものではないと思う。そうでないと湧水湿地の周りだけ、二次草原だけ柵ということになってしまう。

夜中に車両が自由に立ち入れると大きな損失を被る可能性が出てくるのではないかと思っている。

三輪委員

車両の制限は絶対必要であるが、人気のラン科植物等はナップサックで十分に盗掘される。そういう場合にどう守るのか、条例で立ち入り規制する場合に、ある場所が規制の地域かどうか分かるようにするために立て札を立てるにしても境界が思うが、それがわかるようにするのなら、柵を立てるのも同じようなものになる。

堺自然ふれあいの森のように通行路にロープを張り、他のところには基本的に入れないようにすればいいのかもしれないが、キノコや山菜採りというような今まで市民が楽しんできたことが阻害されてしまう。ある程度の立ち入りを認めたり、保全のため禁止したりというバランスをどう取るのが難しい。一定の規制をかける以上、それなりの目印を提示する必要があると思うがどうか。

増田委員長

もう少し時間をかけてつめていかないといけない。基本的には尾瀬などと同じく、木道や広場指定されているところ以外は原則立ち入り禁止である。立ち入りは指導者入りで立ち入るが、そこに柵があるわけではない。当該地でも、園路と解説広場は自由にすればいい

が、一步先の林内や草地群落に入るのは、何らかのプログラムによる必要があると考える。

内田副委員長

簡単な結界を置くくらいのイメージか。

増田委員長

そのとおり。ちょっとした明示をするイメージで、高い柵や、忍び返しを付けるというイメージはない。

もう少し、デザインレベルまで踏み込んで議論しないと現時点では難しい。園路は自由にジョギングし、散策してもらえれば良いと思う。ただ、24時間利用という話になると、市が言うと街灯はどうするのかという話になる。夜間は基本的に利用しないのが原則と思う。デザインレベルまで詰めていかないと難しいと思う。

内田副委員長

11 ページの表であるが、自由散策ゾーンというのは完全なフリーゾーンで、利用調整ゾーンについて時間外にどうするのかという話でこれが分かれていてややこしいので、利用調整ゾーンという欄と時間外の欄を統合し、「利用調整ゾーンの条例による規制における時間外の立ち入りの物的な排除をするかどうか」といった書き方にしてはどうか。タイプ（ア）はそもそも利用調整ゾーンという考え方がないので、ハイフン、タイプ（イ）は車両のみ排除、タイプ（ウ）は車両も人も排除、というようにしたほうがすっきりするのではないか。

増田委員長

その方がわかりやすいと思う。自由散策ゾーンは24時間開いている。

内田副委員長

排除・閉鎖を明示できるのは「物的排除」のみ。「利用規制」ということで、精神論的にいくと「自由散策ゾーン」だってむやみやたらに何をしてもいいものではないという話になる。

増田委員長

自由散策ゾーンの横に利用調整ゾーンと時間外利用における物的条件という風にするということか。

タイプ（ア）は物的制限なしで開放、イは車両の制限、ウ以降はすべて車両・人の制限、ということではよいか。

内田副委員長

ウ以下の差がなくなる。

増田委員長

ウは一部物的制限であり、工はすべて設ける。

内田副委員長

時間の話と自由散策とが出て混乱するかもしれない。いずれにせよ、利用調整ゾーンと時間外を積極的に分ける意味はないと思うので、もう一度検討いただきたい。

三輪委員

12 ページの 目標（植生の将来像）について、植生ではないが、学習エリアのような場所が必要ではないか。利用調整ゾーンは学習エリアにはならないと思うが、自由散策ゾーンの中に植生を含めて「学習エリア」というように言葉として欲しいと思う。

植生の回復に取り組みながら学習していただくようなイメージを持っており、信太山丘陵には該当するものが存在しないが、堺自然ふれあいの森では「農業体験ゾーン」というのがある。

このような「学習エリア」という言葉が必要かどうか、悩んでいる。

巖委員

かなり手を入れる学習を想定されているのか。言わば全体が学習エリアと思うが、そうではなく、色々とできる場所を想定しているのか。

三輪委員

一番は自然観察や全体を見てもらう学習。草刈をしてどうなっていくか、畑を耕して育つものを見ていく、将来にはトラスト協会の湿地の一部を使わせてもらえれば湿地はどういうものかというものを世話をしながら学べるエリアというのが出てくる。したがって、全体を見て回るのとは違う学習エリアというものが必要ではないかと思う。

増田委員長

全域が学習エリアであり、人間が営力をかけてはいけない部分は観察になり、人間が草刈、間伐、除伐しなければいけない部分は活動が学習である。それはこれから決めていくものであり、現段階では決めることができない。人間が空間の係わり合いとの密度が違っており、一番かかわりの薄い部分は観察であり、どう管理密度が関わっていくのかということであり、すべてが学習ゾーンであると思う。

サンクチュアリとして人を入れないゾーンが発生することはない。しかし、指摘としてはこういう課題が残っているということをごく残す必要があるということである。どう

という関わり方のプログラムがあるかということが正にこれからのゾーニングの検討に該当するものである。この点を今後の進め方のワークショップの付近に三輪委員のどのような人間の関わり方を検討するのかをワークショップの中で検討課題として残されているということ、記述する必要がある。

内田副委員長

散策路の最後に入れることも考えられる。積極的な学習について今後考えていかなければならないと書いてはどうか。

少し聞きたいが、「他の通路」とある。これは一つ目の項目「原則として現時点で利用可能な通行路を散策路として活用」とあるので、その他の通路という意味であると思う。その最後が「環境再生に取り組むゾーンとする」となっており、ゾーンで正しいのか。

増田委員長

利用可能な通行路というのは、13 ページにある太い線「通路」である。「通行路」と「通路」の2つ表現があるので、統一する必要がある。ルートの選定も議論が必要であるというのが一つ目の段落である。その他の通路というのは、観察や保全をしようとしたらもう少し他に通路があるかもしれない。新たな通路をどうするのかについて、ここで決めることができない。新たな通路については、原則利用調整の考えに基づき、検討するということになると思う。「アダプティブに環境再生に取り組むゾーン」というのは面の話になるので違うかもしれない。

内田副委員長

下の矢印の部分の文章とつないではどうか。

増田委員長

その方がいいと思う。新たな通路については、環境応答を繰り返しながら、科学的知見に基づいて検討を進めるという文にしてはどうか。

先ほどの話で言えば、解説広場等の機能についても今後の議論を踏まえて確定していく。このあたりについて利用を想定した話を入れていく。学習への対応や解説広場等の機能については、今後検討していくという書き方になると思う。

これを来年1年かけてやることになる。

他はどうか、今後の進め方について。ゾーニングの検討というところについては、植生の将来像とともに学習も含めた利用を想定して人間の関わり方に関するゾーンを決めていくという話を課題として整理していくと考える。

13 ページの破線でしめした「将来整備検討対象通路」は実際ここを通れる状態ではないので、破線は取った方がいいと思う。将来整備検討する通路は他にも出ると思われる。ま

して谷川を整備対照通路として規定するのは危険でもある。Dと書いているところまでは道が繋がっているのか。

三輪委員

柵の内側の道、西側には通学路がある。

内田副委員長

凡例の表記を「現時点で利用可能な通路」にしてはどうか。

これが散策路の候補になるというイメージで、他は白紙であると思う。

増田委員長

パブコメでは、ここで初めて地図が出ると思うが、対象地がわかりづらい。市有地のエリアがきっちりわかるように示していく必要がある。

市民には25日と約束しているのか。

事務局（森吉）

はい。

今、事務局では本日の意見を極力可能な範囲で対応したい。

増田委員長

今日の議論はすべてパブコメに反映して欲しい。案をメールでもらい25日の午前中に見て、返事する方法ではどうか。

内田副委員長

市役所内部の意思決定のルール上困難かもしれない。

増田委員長

われわれの意見と同時にパブコメの意見を踏まえて第5回にやるのか。できれば今日出た意見は一定の修正をかけてもらわないと市民に誤解を招くところがないか。

事務局（森吉）

もともとは委員長の発言のとおり、今回の資料をそのままパブコメに使う考えであり、パブコメ意見も合わせて第5回に提案させて欲しいと考えていたが、様々な意見もあったので、盛り込んだほうがわかりやすいということもある。

市としては朝からパブリックコメントを開示しているため、増田委員長においては会議後に残っていただき、修正したうえでパブコメに出して行きたいと思うがどうか。

増田委員長

了解した。私に一任いただき、会議終了後、事務局と調整した上で、パブコメに付し、第5回に最終の修正を行う方向で進めたい。

内田副委員長

最低限度、今のものがベースになったとして、「理念」の文章、3ページの「市民参画」だけはやっておく必要がある。

巖委員

4ページの「シンボル・和泉らしさ」の3つ目、文章に主語がない。

増田委員長

「これら史跡・文化財に加え、隣接する惣ヶ池や市立信太の森ふるさと館、大阪市立信太山野外活動センターは、一帯を「歴史と自然を巡るコース」として、市民のみならず市外の方々にも周遊していただける観光資源でもある。」ということでしょうか。

巖委員

結構です。次に5ページ2行目、公民協働が鍵を握るといっても過言ではないという表現は「鍵を握る」だけでいいと思う。10ページの(3)管理方法についての1つ目、主語が不明である。そこで「指定管理者制度の導入も可能となる」にしてはどうか。

内田副委員長

14ページについて(2)課題については、これまで挙がってきた課題を網羅的に示すのではなく、その他にある問題を示すものであるので、「6までになかった問題」ということを付け加える必要がある。次に(ア)について「通行路を自動車を通ることのないよう」がわからない。「散策路を自動車が行き止まりすることのないよう」にしてはどうか。

増田委員長

民地に繋がっていることをどこかに入れなければならない。

内田副委員長

散策路を車が通ることのないよう、というのはわかる。なぜそういうことになっているのかという事情まで書くのは困難であろう。

増田委員長

どこまできっちり修正し、パブコメに付すことができるか。極力反映させた形で25日朝か

ら出し、次回第 5 回の最終審議でお願いしたい。